

議案第69号

南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例  
の一部を改正する条例

南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平  
成26年南風原町条例第16号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成27年12月8日提出

南風原町長 城 間 俊 安

（提案理由）

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行  
に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成27年厚生労働省令第133  
号）の公布に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する必要があるため提案する。

南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年南風原町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「終了した保育士」の次に「（国家戦略特別区域限定保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の4第6項の規定により沖縄県知事が行う国家戦略特別区域限定保育士試験に合格し、かつ、同条第8項において準用する法第18条の18第1項の登録を受けた者をいう。）を含む。以下同じ。）」を加える。

第43条第2号中「1.65平方メートル」を「3.3平方メートル」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。